業界に走る衝撃

Google O RSS広告特許出願が 持つ意味

さる7月末、グーグルがRSSによる広告配信に関する特許を出願していたことが 明らかになり、RSSとインターネット広告業界を驚かせた。

この特許が米国特許商標局(USPTO)に出願されたのは2003年12月。 USPTO が 2005 年 7 月 28 日になって、その出願内容をウェブサイトに掲載し たため、申請の事実が一般に知られるところとなった。

注目が集まっている基本的な技術の特許出願と米国業界の動きを追った。

瀧口範子 フリージャーナリスト

特許出願番号 [[]20050165615₁

特許出願番号は20050165615。題名は 「シンジケーションされるコンテンツへの 広告組み込み」で、発明者はグーグルの 社員ネルソン・マイナー氏となっている。

概要によると「RSS など、シンジケー ションされる情報フォーマットに自動的に ターゲット広告を組み込む方法」で、そ の際に「広告サーバーがキーワードベー ス、あるいはコンテントベースのターゲッ ト広告を作り出す」とされる。「個々の広 告は、特定のチャンネルやフィードのアイ テムとなり」、「広告の組み込みおよびそ の広告に対するユーザーのレスポンスは 課金のために自動的に追跡される」とさ れている。さらに、「オリジナルのフィード が古いものであっても、自動的なターゲッ ト、および組み込みプロセスによって広告 は最新のものに保たれる」としている。

RSSはReally Simple Syndicationの 略で、ウェブサイトやウェブログのパブ リッシャーが更新内容を希望する購読者 に自動的に配信する仕組みで、同様の技 術にはRSS 以外にも Atom と呼ばれる

フォーマットがある。ユーザーはRSS リーダーというソフトを用いて、特定の ウェブページで複数のフィードを一覧し たり、あるいは電子メール形式でフィード を受け取ったりする。RSSでの広告配信 はこのフィードに広告サーバーの機能を 統合させ、配信とともにサイトの性質や フィードの内容に合致した広告を組み込 むというものである。

現在のところ、広告がヘッドラインの一 項目として表示されるものと、個々の フィードのテキストの最後に表示される フォーマットが大半だ。

「取るに足らない」技術?

シンクタンクのピュー・インターネット& アメリカン・ライフの調べによると、2004 年にはアメリカのインターネットユーザー のうち RSS や Atom を利用したのは 5%。一方、ブログの読者は前年度から 58%増加し、アメリカのブロガーの数は 800万人に膨らんだという。現在、大半 のRSSは、ブログの更新を読むのに使わ れていること、そして新聞社や出版社の サイトが加速度的に RSS 機能を統合して いることを考え合わせると、RSS は広告 主にとって見逃せない成長領域である。 その意味で、検索エンジンとインターネッ ト広告市場を独占するグーグルがRSS広 告配信のプロセスを特許下に治めるとな ると、関係者は心穏やかではいられな

フォレスターリサーチのアナリスト、 シャーリーン・リー氏は「この特許が認め られると同市場の競合各社にとって大き な打撃となる」と語る。だが、グーグルの 出願内容が何を意味するのか、そして実 際に特許が認められるか否かは不明だ。

インターネット技術の特許に詳しいグ レッグ・アハロニアン氏はこの申請は「取 るに足らない」技術を申し立てていると 語る。たとえば出願内容の第1項目には、 つぎのようなことが挙げられている。

『ターゲット広告を含む情報を配信す る仕組みで、その仕組みはつぎの要素で 構成される。

- ・シンディケートフォーマットで情報を受
- ・自動広告サーバーから最初のターゲッ ト広告を受信する。
- ・最初のターゲット広告と受信された情 報を組み合わせ、そのレスポンス情報 をシンディケートフォーマットとして配信 する』

アハロニアン氏は文中の「シンジケー ションフォーマット」を「ウェブページ」に 置き換えると、その技術はすでに1996年 ごろから存在しており、それを RSS に移 行させるのは簡単であるうえ、出願の1 年以上まえから RSS で同様のことがすで に行われていたという。そして「もしこれ が認められるようなことになると、多くの 先行技術が法廷で問われることになる」 と付け加える。

同氏のほか、関係者らはこの出願自体 には大きな意味合いはなく、資金力に物 を言わせたグーグルの1つの動きである と見ている。だが、いったん USPTO が 認め、さらにグーグルがライセンスに多額

の料金を課すという動きに出た途端、先 行技術をめぐって複数の企業、個人が訴 えを起こすはずだと言う。

また The RSS Blog のブロガーである ランディ・チャールズ・モリン氏は今回の 出願内容の中でグーグル独自のものがあ るとすれば、それは「グーグルの強みで あるコンテキストマッチングのアルゴリズ ムに基づくターゲット広告配信を RSS に 組み込むこと」だと言う。だが、それも 「すでにウェブ広告配信で行っていること に、ちょっと手を入れるだけの技術」だと 言う。今回の出願はすでにグーグルが所 有する特許によってすべてカバーされて いると見る向きは多い。

混み合うRSS広告市場

RSSの広告市場ではすでにいくつかの 新興企業がせめぎ合っている。グーグル は今年4月にテスト配信を始めたが、そ れ以前から Feedster、Moreover、 Kanoodle などが RSS配信技術から発展 して RSSの広告配信サービスを付加して おり、このほかにも FeedBurner、Pheedo、Starcom などがマーケティング側面 から同様のサービスを提供している。

Feedster の副社長クリス・レドリッツ氏は「グーグルの出願内容に関してはまだ検討中だが、すでに世の中に出回っている技術であるという見方には賛同する」と言う。同社は今回の動きには関係なく、今後もサービスを拡大していくつもりだ。Feedster はこれまで130億ものRSSフィードのインデキシングを蓄積してきた背景を強みとして、適合性の高い広告が配信できると自信を持つ。同社はコンテントマッチにはOverture社(ヤフーが買収)の技術を利用する。

また Pheedo のチーフ・マーケティング・オフィサーのビル・フリッター氏は「グーグルの出願はできるだけ広い範囲を覆いたいというアプローチだが、先行技術がすでに存在する」とし、同社の創

業者の1人はすでに4年前から自身のブログのRSSに広告配信を統合する技術を用いてきたと言う。

FeedBurnerのCOO(最高執行責任者)スティーブ・オルチョウスキー氏はグーグルの特許出願についてはコメントを避けたが、「自分たちの技術には自信を持っている」と語る。同社は、現在75,000のパブリッシャーの95,000フィードを扱っており、この数は毎週1~2%の割合で増えているという。広告主が簡単に出稿の頻度や条件をコントロールできるテンプレートと分析ツールを提供しており、RSS に特化した広告技術が売りだ。

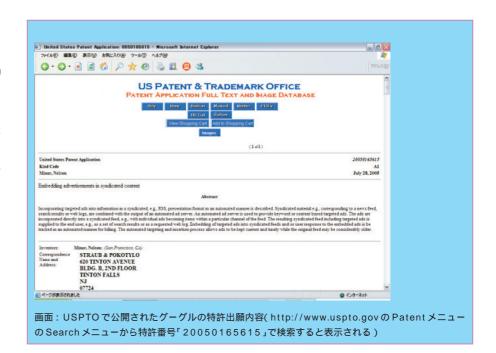
特化したプラクティスが必要

RSSの広告配信はウェブとは差別化される必要がある。RSSフィードのユーザーは特定のプログやサイトの更新を自ら進んで購読している。その意味では更新情報自体に関心があるため広告に邪魔されたくない。広告が気に入らないとRSSの購読自体を取り消してしまう危険性も高い。したがって、広告にはフィード内容を侵さない文体とフォーマットが必要となる。FeedBurnerのオルチョウス

キー氏はさらに、製品広告より「スポンサーシップやブランディングに関する広告の方が適している」と言う。

グーグルはRSS 広告ではまだ新参者だが、グーグル国際ビジネス部の製品マネージャーのリチャード・チェン氏によれば、RSS 広告配信は「アドワーズの発展線上にあるもの」だと言う。より便利になったプッシュ型情報に有用な商業情報を組み込むことは「すべての情報をすべての人々に届ける」というグーグルのミッションに通じるものだとする。同社のサイトでは、「RSS フィード広告のベストプラクティス」として、「1つのフィードに2つ以上の広告を掲載しない」といったアドバイスをパブリッシャー側にも与えている。

グーグルはコンテントベース広告配信技術の特許を侵害したとして Overture から訴訟を起こされ、2004年に 2億ドルの和解金を払い、以降技術ライセンス供与を受けている。この経験が今回の特許出願に至らせたという見方もできるだろう。そして、たとえ特許が認められなくとも、新興企業が開拓した RSS 広告配信をグーグルがアドセンスやアドワーズに素早くパッケージ化するであろうことは想像にかたくない。また1つ、新しい闘いの戦場が生まれた。







「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

この PDF ファイルは、株式会社インプレス R&D (株式会社インプレスから分割)が 1994 年~2006 年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面を PDF 化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

http://i.impressRD.jp/bn

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の 非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先 株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部 im-info@impress.co.jp